

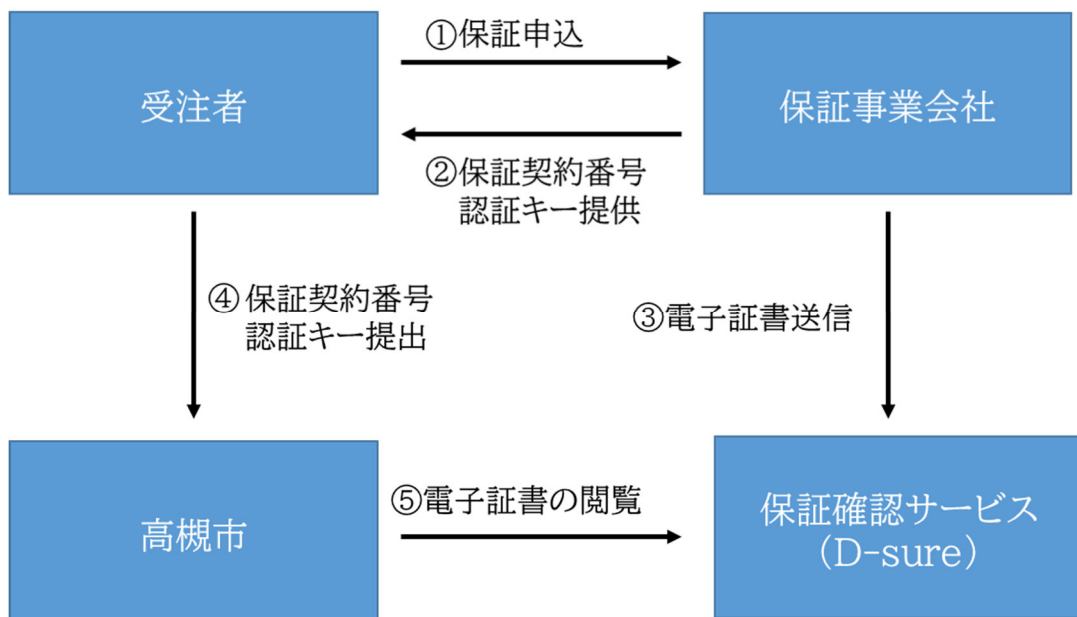
登録業者 各位

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における保証証書
(契約保証・前払金保証)の電子化対応について (お知らせ)

令和7年度から受注者の負担軽減並びに契約事務の効率化及び、オンライン化を推進するため、建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務における保証証書(契約保証・前払金保証)の取扱いについて、従来の書面による提出に加え、電子証書の提出を可能としましたので、お知らせします。

なお、今回の保証証書の電子化については、西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び北海道建設業信用保証株式会社が発行する保証証書のみが対象となります。

1 保証証書電子化に伴う手続きの流れ



2 保証契約番号及び認証キーの提出方法

市が電子証書を閲覧するためには、保証契約番号及び認証キーが必要となります。

電子証書での提出を希望される場合は、保証事業会社から発行される保証契約番号及び認証キーを下記リンク先より提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=11804

(簡易電子申込 URL)

問い合わせ先
高槻市総務部契約検査課
工事契約チーム(Tel.674-7502)